

商品概要説明書

共済金定期貯金

(令和6年5月1日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・共済金定期貯金 愛称：グッドチョイス <p>「スーパー定期貯金＜複利型＞」または「大口定期貯金」で組入れます。</p>												
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合がお支払いした満期共済金・年金共済金・死亡共済金・共済解約返戻金により新たに定期貯金にお預け入れされる個人の方 												
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3年の定型方式 ・自動継続（元金継続または元利金継続）での取扱となります。 												
預入方法													
(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 												
(2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・50万円以上 												
(3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位 												
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。 												
利息													
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間 3年…年 0.175% ・自動継続後の適用金利は、「スーパー定期貯金（複利型）」または「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示金利を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 												
(2) 利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 												
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税。 												
(4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ※平成49年12月31日までの適用となります。 												
手数料	—												
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 												
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <p>(1) 約定した預入期間が3年の場合</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率 × 40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率 × 50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率 × 60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率 × 70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率 × 90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>	① 6ヶ月未満	解約日における普通貯金利率	② 6ヶ月以上1年未満	約定利率 × 40%	③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率 × 50%	④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率 × 60%	⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率 × 70%	⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率 × 90%
① 6ヶ月未満	解約日における普通貯金利率												
② 6ヶ月以上1年未満	約定利率 × 40%												
③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率 × 50%												
④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率 × 60%												
⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率 × 70%												
⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率 × 90%												
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>												

	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：04-7140-2205）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JA銀行相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県JA銀行相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記千葉県JA銀行相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAちば東葛